

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

2021年度、青森県の最低賃金額は29円引き上げられて822円となった。これは、引上げ額が最大だった2019年度を上回り、過去最大の引上げ幅となった。しかしながら、青森県の最低賃金額は未だ全国最低水準であり、822円という最低賃金額では、仮に週40時間、年52週働いたとしても年収で約171万円、月収にすると約14万3000円にしかない。労働者の生計費は都市部、地方を問わず租税公課込みで月額22～24万円と試算されており、ウクライナ情勢も相まって近時物価上昇が顕著であることにも鑑みれば、現状の青森県における最低賃金額では労働者が健康で文化的な生活を営むことは困難と言わざるを得ない。人口10万人あたりの自殺者数は、2021年、残念ながら青森県が全国最悪となったが、青森県における自殺者が多い要因には経済的困窮が影響しているとの指摘もあり、賃金の底上げは喫緊の課題と言える。

また、2021年度の最低賃金は、最も高い東京都で1041円であるのに対し、青森県は上記の通り822円であり、その差は依然として219円と大きく開いている。最低賃金の地域間格差は、地方から都市部への労働力の流出を招き、地域経済の停滞を招く効果があるから、地域経済の活性化の観点からも、最低賃金の地域間格差を是正することが急務である。

この点、政府は、2021年のいわゆる骨太の方針において、感染症拡大前に我が国で最低賃金を引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指すとした。その結果が冒頭の2021年における3.66%の引上げ率をもたらしたといえる。先般、閣議決定された2022年の骨太の方針においても、最低賃金の引上げは「重要な政策決定事項」とされており、一定の評価をすべきである。

一方、今般、新型コロナウイルス感染症拡大長期化や急激な円安などにより景気停滞も長期化し、中小企業の倒産、廃業の増加が懸念される中で、賃上げが企業経営に与える影響を危惧して最低賃金の引上げを抑制すべしとの意見も根強くある。

しかし、中小企業に対する支援は、別途、社会保険料の減免や減税、助成金等の施策によって行うべきであり、最低賃金額の引上げを抑制すべきではない。個々の労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、むしろ最低賃金の引上げ

こそが必要不可欠であり、引上げの流れを後退させてはならない。

したがって、青森県弁護士会は、政府に対し、中小企業へのきめ細やかな支援を行うとともに骨太の方針に従い引き続き最低賃金の引上げを主導することを、中央最低賃金審議会に対しては、地域別最低賃金額改定の目安を大幅に引き上げ、地方最低賃金審議会による地域別最低賃金の大幅な引上げを促すことを、そして、青森地方最低賃金審議会に対しては、青森県民の生活の向上と人口流出に歯止めをかけるためにも、中央最低賃金審議会の示す目安に止まらない大幅な引上げを行うことを、強く求める。

2022年（令和4年）6月27日

青森県弁護士会

会長 小野 晶子